

ファンドレイザー

NPO とその活動に対する関心の高まり、様々な領域における NPO 活動の拡大とそれに伴う社会的責任の増大、市民の社会貢献意識の高まりなどを背景に、これに応える NPO 職員の専門性もかなり高まってきているといえる。NPO などの民間非営利活動を担う専門職員には、活動領域や範囲に関わる専門的知識・技術のみならず、様々な関係機関とのネットワーク力や人脈、社会課題を広く捉えることができる認識力、活動を進める推進力、自分たちの活動や社会課題を他に伝えるためのコミュニケーション力、情報発信力、そして倫理遵守などが求められる。最近ではこうした能力や資質を十分に有し、著書や論文等での活動発信はもとより、大学の講義等で後進の育成にかかわったり、メディアに登場したりする人材も少なくない。こうした NPO 職員の専門的素養として注目されているのがファンドレイジングであり、それを担う専門職員がファンドレイザーである。いくつかの NPO では専任のファンドレイザーを配置している。

福祉医療機構 (2008) は、ファンドレイザーを「組織のために資金調達を進める担当者」で「社会課題を解決するための事業のために『志あるお金』を開拓する人」と定義し、その仕事として「自分の団体の活動をよく理解する」、「支援者に働きかけ寄付を受け付ける」、「様々な人との関係を築く」を挙げている。バングラデシュやネパールなどで貧困層の人々に対する支援活動を行う特定非営利活動法人シャプラニールは、お金を集めるということは、ただそれだけの行為ではなく、集め方自体に組織の考え方が表現されること、組織の信用・ブランドに密接に関連する等といったことを大前提にファンドレイジングを実施している (福祉医療機構 2008)。同団体が実施している「ステナイ生活」は、不用になった本や CD、書き損じハガキなどを寄付してもらいそれを換金して海外支援活動に活かす寄付プログラムだが、貧困層支援というややもすると他人事として捉えられる可能性がある海外の 이슈 (考えるべきテーマ、課題) と、大量消費社会の見直しやリサイクルといった国内の 이슈とをリンクさせた社会変革を意図したプログラムといえる。これを業務として担当している職員はいわばファンドレイザーといえるが、「支援者に働きかけ寄付を受け付ける」ことの内実は、「自分の団体の活動をよく理解する」ことや「様々な人との関係を築く」こととの連動と、社会課題に対する市民の共感や当事者性を創出して社会変革につなげることである。ファンドレイザーには、そのための知識や技術、能力や資質の向上が求められる。

共同募金会における専門的人材養成の議論

共同募金会でも職員に専門性が求められることはいうまでもない。共同募金 50 周年を契機に発表された中央共同募金会・21 世紀を迎える共同募金のあり方委員会 (1996) の答申「新しい『寄付の文化』の創造をめざして」では、「民間社会福祉財源の総合相談窓口としての共同募金会機能の充実」を課題として掲げ、都道府県共同募金会の「財務担当のコミュニティソーシャルワーカー」的な機能充実のため職員の専門的な資質向上を具体的な方策として示している。また共同募金 60 周年の際

にまとめられた中央共同募金会企画・推進委員会 (2007) の答申「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」でも共同募金会の機能強化に関連して、助成財団等に置かれているプログラムオフィサー (助成担当者) を例に挙げ、募金活動や助成先の発掘、助成プロセスにおいて市民や活動の担い手をコーディネートする人材など、寄付や助成を媒介とした社会変革を進める専門職の育成を、共同募金会関係者に限らず進めていく必要性を提起している。さらに共同募金 70 周年を期してまとめられた中央共同募金会企画・推進委員会 (2017) の答申「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造―共同募金における運動性の再生」において都道府県共同募金会のガバナンスを含めた機能強化を図ることを掲げるとともに、これと併せて、共同募金が寄付文化構築の中核的な役割を目指しこれを担う職員が自信と誇りを以て業務にあたることができるよう「共同募金会職員行動原則」が制定されている。いずれにしても共同募金会職員には地域福祉領域における資金調達及び助成の専門職員として、前述した NPO 職員に求められる能力に加え、地域特性や問題の把握、社会資源の活用、問題解決のための計画立案等といったコミュニティワーカーとしての技術、あるいは NPO・市民活動、児童・生徒に対する福祉教育、CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)、寄付税制など業務に関連する知識、これらを活かして活動を戦略的に進めるための専門性を高めることが求められている。

「認定ファンドレイザー資格制度」

日本ファンドレイジング協会では、ファンドレイジングの知見やスキルを体系的に習得し、ファンドレイジングの発展に貢献できる人材を育成するため「認定ファンドレイザー資格制度」を創設、2012 年から試験を実施している。その趣旨として、「技能の認定によるファンドレイザーのスキルの向上」、「倫理を守るファンドレイザーの増加」、「後進の指導や寄付市場拡大に向けて指導的立場に立つ人材の育成」を挙げているが、倫理遵守や人材育成は他の専門職で求められている重要な事項であり、資格創設の意義といえよう。同協会では「准認定ファンドレイザー」と「認定ファンドレイザー」の 2 種の資格を制定している。「准認定ファンドレイザー」は未経験者でも取得可能だが、同協会が実施する必修研修 (1 日) と関連する選択研修を所定のポイント以上受講することで受験資格が得られる。「認定ファンドレイザー」は 3 年以上の有償実務経験に加え必修研修 (2 日) と選択研修を所定のポイント以上受講することで受験資格が得られる。筆者も 2016 年に「准認定ファンドレイザー」資格を取得したが、有資格者の多くは NPO (中間支援組織も含む) や助成財団、社会福祉協議会、共同募金会などに勤務し活躍しているほか、また大学に勤務して寄付募集等の業務に従事する者も存在している。ソーシャルセクターにおける「ファンドレイザー」の活躍に大きな期待が寄せられている。

○主な引用文献

福祉医療機構 (2008) 『わが国の市民活動における助成活動に携わるプログラム・オフィサーならびに募金活動に携わるファンドレイザー等の専門職養成・研修プログラム策定に向けた (基礎的な) 調査研究事業報告書』。
日本ファンドレイジング協会 『認定ファンドレイザー必修研修テキスト』。